組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月二十四日

沖縄県那覇市牧志一丁目四番五九号　石川アパート二〇二

代表社員　屋良　朝樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年八月二十四日

東京都大田区大森中二丁目七番六号

株式会社サンリキ

代表取締役　深瀬　信夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少する事にしました。この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月二十四日

東京都豊島区東池袋二丁目六〇番二―三〇六号

合同会社スターシステム

代表社員　長谷川　崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百四十万円減少し三千三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月二十八日であり、株主総会の決議は、平成二十八年八月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月十日

掲載頁　三十九頁（号外第一七七号）

平成二十八年八月二十四日

東京都中央区新川二丁目三二番三号

株式会社イデアクレント

代表取締役　篠塚　正典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百四十万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月三日

掲載頁　五十五頁（号外第一七二号）

平成二十八年八月二十四日

石川県加賀市宇谷町ヤ一番地五四

株式会社幸栄堂

代表取締役　桂田和加子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万五十円減少して五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年八月二十四日

大阪市天王寺区上汐三丁目二番一七号

コモド上汐ビル

株式会社プラティア

代表取締役　田中　徳彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月十八日

掲載頁　四十四頁（号外第一八二号）

平成二十八年八月二十四日

大阪府富田林市錦織東三丁目一二番五号

株式会社平井機械

代表取締役　平井　浩之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月二十四日

宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原三丁目八三番地

有限会社山下水産

代表取締役　山下　耕平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年九月二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年八月二十四日

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目一四番一一号

フォーライフ株式会社

代表取締役　奥本　健二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月二十四日

富山県高岡市荻布一七七番地の一

日本海酒販株式会社

代表取締役　岡野　確治

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社プラティアと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年八月二十四日

大阪府東大阪市池島町八丁目二番四三号

株式会社プラティア

代表取締役　田中　徳彦

限定承認公告

本籍岡山市東区西大寺五明四四番地、最後の住所岡山市東区西大寺五明四〇番地五

被相続人　亡　奥山　忠

右被相続人は平成二十七年十二月六日死亡し、その相続人は平成二十八年七月十二日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

岡山市東区西大寺五明四〇番地五

相続財産管理人　奥山　春美

訂正公告

平成二十八年八月十六日（号外第一八〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、効力発生日「平成二十八年九月三十日」とあるは「平成二十八年十月一日」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年八月二十四日

三重県伊勢市宇治中之切町二六番地

（甲）株式会社赤福

代表取締役　濵田　勝子

三重県伊勢市宇治中之切町三〇番地

（乙）株式会社五十鈴茶屋

代表取締役　濵田　勝子

訂正公告

平成二十八年八月三日（号外第一七二号）掲載の企業年金基金設立公告中、「2．事業所の所在地」を「2．事務所の所在地」に変更し、「6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　愛媛県医療機関厚生年金基金　愛媛県松山市二番町四丁目4番2号」を追加して訂正します。

平成二十八年八月二十四日

愛媛県松山市二番町四丁目四番二号

愛媛県医療機関企業年金基金

理事長　石川　粲一

取消公告

平成二十八年八月十日（号外第一七七号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告及び乙に係る合併につき株券等提出公告をそれぞれ取り消します。

平成二十八年八月二十四日

島根県松江市宍道町白石二二九番地二三

（甲）一畑住設株式会社

代表取締役　石原　浩

島根県松江市東本町四丁目九〇番地

（乙）ティ・ディ・エス株式会社

代表取締役　内田　正俊

正誤

平成二十八年八月十二日法務省告示第四百二十九号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

四ページ一段九行目から一二行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十四日付第一八六号

三二ページ●同日付政府調達第一五九号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）